

## 中小企業の認証制度の内容

## 1 かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度

2050年までの脱炭素化を宣言し、事業活動温暖化対策計画書を提出する中小企業等を、「かながわ脱炭素チャレンジャー」として認証し、補助額等の上乗せや、公共工事等の競争入札参加資格認定時における加点、公式認証マークの使用等のインセンティブを付与する制度を創設します。

## (1) 対象企業

県内に工場や事業所等を有する中小企業等<sup>注記1</sup>

(注記1 ただし県地球温暖化対策推進条例により計画書提出義務のある者を除く)

## (2) 主な要件

- ・「2050年までの脱炭素化」の宣言
- ・県の事業活動温暖化対策計画書制度に基づき計画書の提出

## (3) 受付開始

令和6年5月1日(水曜日)



公式認証マーク

## (4) 認証のインセンティブ

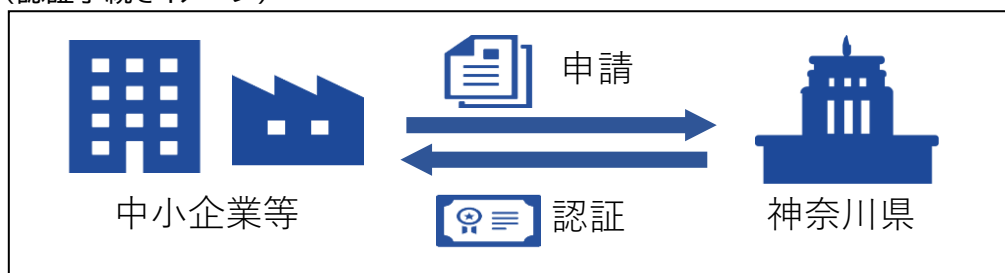
資金支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業省エネルギー設備導入費補助金や自家消費型再生可能エネルギー導入費補助金において、補助額等を上乗せします。</li> <li>・脱炭素促進資産評価活用融資(エコアセットかながわ)にて、金融機関から融資を受ける際の動産等の資産評価費用の一部を補助します。</li> </ul>
入札加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県発注の公共工事等の競争入札参加資格認定時に加点します。</li> </ul>
取組のPR	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業ホームページや名刺等に、公式認証マークを使用できます。</li> <li>・県が、ホームページ等で、認証事業者の取組をPRします。</li> </ul>

## (5) 申請方法

下記URLから申請書類をダウンロードし、電子申請システムから申請できます。ぜひ、御申請ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/challenger.html>

(認証手続きイメージ)



## 2 脱炭素スクール

中小企業等を対象に、かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度の認証の取得に必要な事業活動温暖化対策計画書作成のノウハウや脱炭素経営のポイント、省エネ推進・再エネ導入の実績的な手法を学び合う場を開催します。

### (1) 対象事業者

県内に工場や事業所等を有する中小企業等<sup>注記1</sup>

(注記1 ただし地球温暖化対策推進条例により計画書提出義務のある者を除く)

### (2) 修了要件

- ・全4回の講座(各回2時間程度)に参加すること

(講座は現地開催とリアルタイム動画配信のハイブリッド形式で行います。また、当日講座に参加できない場合は、講座終了後に当日の講座内容をアーカイブ動画として配信しますので、御視聴ください。)

- ・脱炭素化計画や具体的な取組等を受講者自らホームページ等で情報発信すること

### (3) 参加費・会場

参加費は無料、会場は横浜市開港記念会館において開催予定

### (4) 脱炭素スクールのカリキュラム(予定)

- ・第1回(6月 13 日):知識の習得(県政策説明、脱炭素経営の基礎・排出量の算定演習など)
- ・第2回(6月 27 日):対策の検討(脱炭素経営に取り組む中小企業の講演、事例演習など)
- ・第3回(7月 下旬):計画の策定(温室効果ガス削減目標の設定・削減計画の策定演習など)
- ・第4回(8月 下旬):成果の共有(計画策定の振り返り、他社との計画策定の共有など)

講座日時の詳細は、別途、県のホームページで公開します。

### (5) 受付開始・募集定員

令和6年5月1日(水曜日)、募集定員 50 社

### (6) 応募の方法

下記URLから電子申請システムで申請できます。ぜひ、御参加ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/datsutansoschool.html>

#### <<事業活動温暖化対策計画書制度の概要>>

神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき、県内で一定規模以上の事業活動を行う特定大規模事業者に対して、温室効果ガスの排出削減に関する自主的な削減目標、対策等を記載した計画書等の提出を義務付け、その概要を県が公表する制度です。

また、一定規模未満の中小企業等の皆様も自主的に計画書等を提出することで、県ホームページでその取組を広く周知することができます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674>